

## 西東京市道路整備計画 概要版

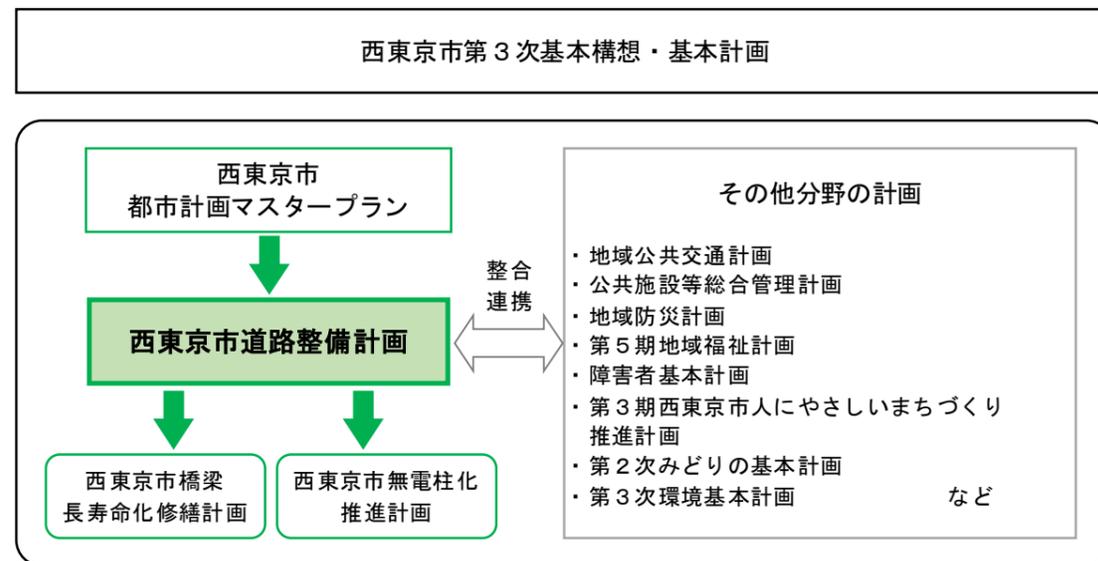
### 1. 計画改定の背景と目的

市では、まちづくりの総合的な方針である「西東京市都市計画マスタープラン」（以下、「都市計画マスタープラン」という。）において、「みどりがかおり 快適でゆとりある みらいにつなぐ住宅都市 西東京」を将来都市像とし、「身近にみどりが感じられるまちの形成」、「にぎわいと交流があるまちの形成」、「拠点とつながる快適なまちの形成」、「だれもが安全に安心して暮らせるまちの形成」の4つの目標を掲げています。また、将来都市構造として「広域交通軸」と「幹線交通軸」を掲げ、未整備の道路について優先順位をつけて整備を推進・促進していくこととしています。

本計画は、市民がみどりを身近に感じることができ、心身ともに健康で一人ひとりがいきいきと輝いて暮らすことができるまちづくりのために、市が主体となって整備する市道について、関連計画等と整合性を図りながら、平成 29 年に策定した「道路整備計画」（以下、「前計画」という）の内容を踏襲しつつ、新たに防災や交通安全への対応などの都市交通を取り巻く環境の変化を踏まえながら、今後の道路整備に関する基本的な方向性を示すとともに、整備の視点とその整備内容を検討することを目的として改定しました。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、市の「第3次基本構想・基本計画」及び「都市計画マスタープラン」等の上位計画を具体化する個別計画です。



■計画の位置づけ

### 3. 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの10年間とします。  
なお、法令の改正や社会情勢等に大きな変化が生じた場合、必要に応じて適宜対応します。

### 4. 道路区分

本計画では、西東京市における道路を、「幹線道路」「主要生活道路」「生活道路」の3つに区分します。

#### （1）幹線道路

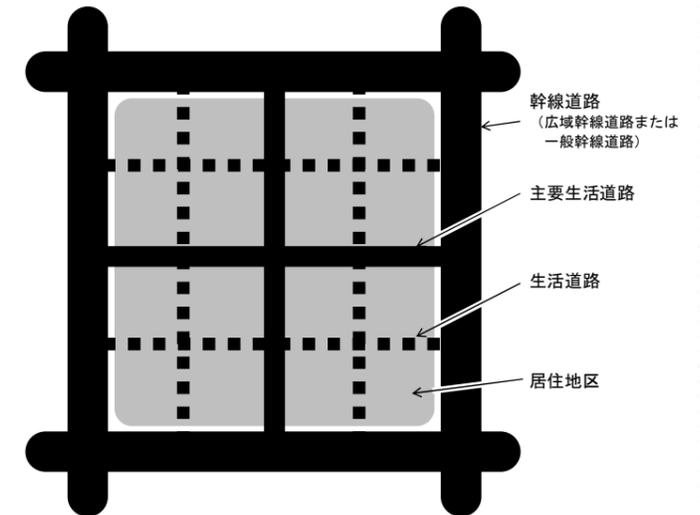
都市間交通や通過交通等の比較的長距離の交通を処理し、都市の骨格として居住地区の外郭を形成する道路です。

#### （2）主要生活道路

居住地区と幹線道路を連絡する道路で、地区内住民が通勤・通学、買い物等で日常的に利用する主要な生活道路です。

#### （3）生活道路

幹線道路、主要生活道路以外の道路です。



■道路区分モデル図

### 5. 道路整備の基本方針

#### （1）体系的な道路ネットワークの形成

西東京市内の道路を、居住地区の外郭を構成する幹線道路と、居住地区の主要生活道路及び生活道路に体系化し、その道路体系に基づく整備の推進を図ります。

#### （2）交通安全対策としての道路整備

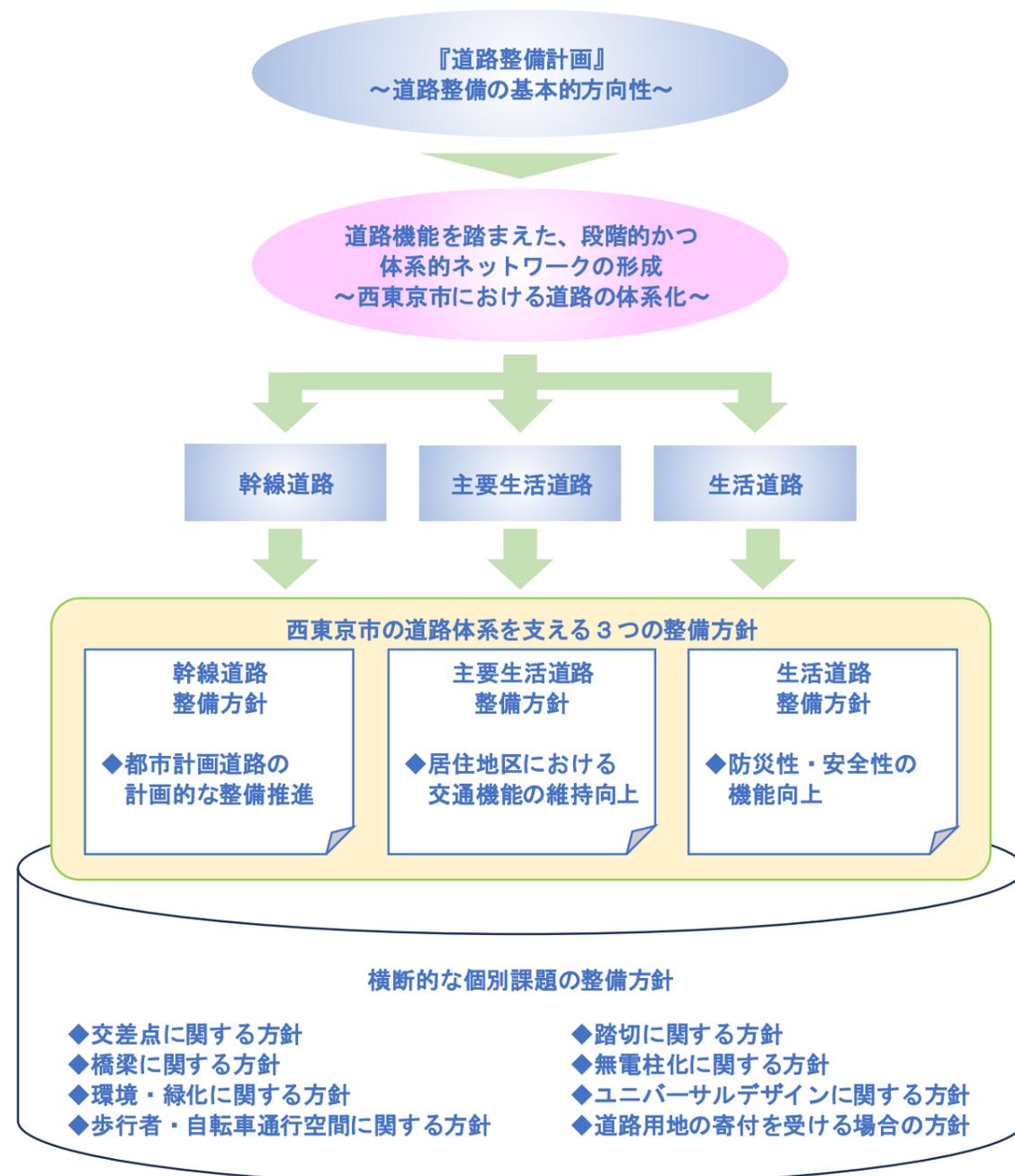
一定規模以上の幅員を有する幹線道路においては、道路空間の再配分を検討します。その他の道路については、歩行者、自転車、自動車それぞれの通行状況に応じた安全対策などの検討を進めます。また、歩行者及び自転車利用者の交通事故の防止など、誰もが安全に通行できるよう、ユニバーサルデザインの推進をはじめ、外側線の設置や道路標識等の整備など、交通安全対策について検討します。

#### （3）歩行者・自転車ネットワークの整備

都市計画道路整備の推進により、幹線道路において、歩行者・自転車の安全で快適な歩行・走行空間を確保するとともに、駅周辺道路を中心とした生活道路の歩車共存化、また、遊歩道の整備を進めることにより、歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。

## 6. 道路体系を支える整備方針

「幹線道路」「主要生活道路」「生活道路」のそれぞれの機能・役割に応じた整備方針と横断的な個別課題の整備方針を立てます。



■道路区分ごとの整備方針

## 7. 道路区分ごとの整備方針

### (1) 幹線道路

- 東京都と特別区及び26市2町は、より効率的な都市計画道路の整備を推進していくため、平成28年3月に、区部と多摩地域を統合した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（以下、「第四次事業化計画」という）を策定しました。この整備方針では、今後10年間（平成28年度から37年度（令和7年度））で優先的に整備すべき路線として320箇所約226kmを選定しました。この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進めていきます。
- 「第四次事業化計画」において「優先的に整備すべき路線」に位置づけられていない路線についても、社会状況等の変化も踏まえながら、必要に応じて他の路線よりも優先的な整備を推進します。

### (2) 主要生活道路

- 地区別の問題点や整備の必要性、まちづくり事業との関連性を考慮の上、整備を推進します。
- 計画的な補修を進めることを基本とした上で、部分的な歩道の新設・拡幅等の現道改良についても、その必要性や可能性を検討します。
- 安全で安心な通行空間確保のため、可能な限り歩道と車道の分離を図ります。自動車交通量が少ない路線では、スクールゾーン等のカラー舗装による「歩車共存道路」の整備を推進するなど、道路空間の再配分を検討します。
- 各種関連事業、計画等との整合を図り、効果的で効率的な道路整備を推進します。

### (3) 生活道路

- 地域における問題点や整備の必要性、まちづくり事業との関連性を考慮の上、必要に応じて、道路構造やマーキングの工夫による自動車の走行速度抑制、スクールゾーン等のカラー舗装による歩車分離等を推進します。
- 各種関連事業・計画等との整合を図り、効果的・効率的な道路整備を推進します。

## 8. 個別課題の整備方針

### (1) 交差点に関する整備方針

- 見通しの悪い交差点は、視認性を確保するため、交通状況や必要性を検証した上で対策を進めます。

### (2) 踏切に関する整備方針

- 鉄道立体化の検討対象区間を考慮した上で、短期的な安全対策の検討を進めます。

### (3) 橋梁に関する整備方針

- 「西東京市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検や補修整備を進めます。

### (4) 無電柱化に関する整備方針

- 「西東京市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めます。

### (5) 環境・緑化に関する整備方針

- 街路樹、植生の適正な維持管理及び都市計画道路を中心としたみどりのネットワークの形成を進めます。

### (6) ユニバーサルデザインに関する整備方針

- 利用者が安全に通行できるように、段差の解消、歩道のバリアフリー化等を進めます。

### (7) 歩行者・自転車通行空間に関する整備方針

- 道路区分に応じた、道路空間の再配分や整備により、歩行者・自転車通行空間の確保を検討します。

### (8) 道路用地の寄付を受ける場合の整備方針

- 道路用地を確保する必要がある場合は、条件に基づき寄付を積極的に受け入れます。

## 9. 検討路線とその考え方

前計画で整理された問題箇所、新たに子どもの視点による問題箇所を追加し整理しました。その結果から、改善が必要な箇所を含む道路を「検討路線」として抽出・選定し、検討路線を例として、より安全な道路にするための「整備の視点」をまとめました。

なお、実際の整備にあたっては、検討路線以外の路線も含めた上で、改善が必要な箇所ごとに可能なところから実施します。

### ■検討路線一覧と整備の視点

	路線番号 (名称・路線名)	道路 種別	整備の視点			
			A	B	C	D
1	101・102号線 (福泉寺通り)	幹線道路	○	○	○	
2	108・208号線 (横山道・フラワー通り)	主要幹線道路	○	○	○	○
3	110号線(西側) (緑町病院通り)	幹線道路				○
4	110号線(東側) (緑町病院通り)	生活道路	○	○	○	○
5	111号線 (六角地藏通り)	主要生活道路	○	○		
6	112号線 (かえて通り)	幹線道路	○	○		
7	114号線(南側) (伏見稲荷通り)	主要生活道路	○	○	○	○
8	114号線(北側) (伏見稲荷通り)	主要生活道路	○	○		○
9	117号線 (深大寺街道)	生活道路	○	○		○
10	118号線 (向台中央通り)	生活道路	○	○	○	○
11	119号線 (調布田無線)	幹線道路	○	○		○
12	120号線 (農協前通り)	幹線道路	○	○		○
13	121号線 (向台東通り)	生活道路	○		○	
14	123号線 (府中道)	主要生活道路	○	○	○	○
15	205・1087・1088号線 (ひばりが丘北通り)	主要生活道路	○	○		○
16	211・1098・1685号線 (中原通り)	主要生活道路	○	○		○
17	220・2337・2338号線 (市役所通り)	主要生活道路	○	○	○	○
18	225・226・2672号線 (鈴木街道)	主要生活道路				○
19	1102号線	主要生活道路	○	○	○	○
20	1162号線 (碧山通り)	生活道路	○	○	○	

#### 視点A：歩行空間の創出

新たな歩行者空間を創出することで、安全かつ快適な通行等を図ります。

#### 視点B：視認性の向上

交差点や単路部における支障物の撤去や、新たな道路反射鏡等の設置により、視認性の向上を図ります。

#### 視点C：自動車のスピード抑制・交通事故の抑制

走行スピードの低減のための標識や新たな区画線の設置等により注意喚起等を行うことで、交通事故の抑制を図ります。

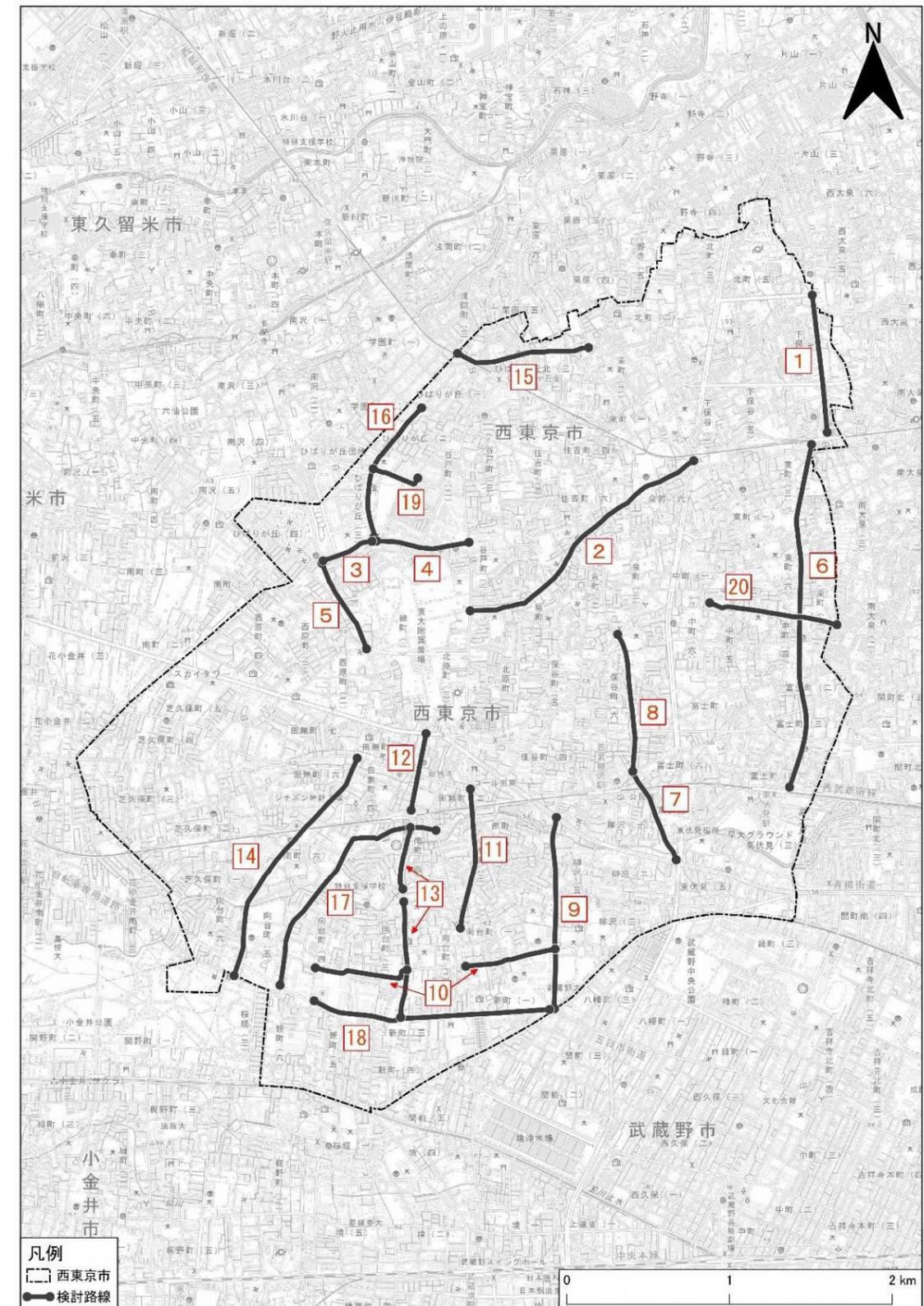
#### 視点D：夜間の明るさ確保

適切な明るさを確保できるように道路照明の配置等を検討し、防犯性の向上や道路の安全性を確保します。

#### その他：誰もが使いやすい道路

視点A～Dのほか、利用者が安全に通行できるようにユニバーサルデザインの導入を検討します。

### ■検討路線位置図



10. 整備イメージ

■視点A：歩行空間の創出

<道路拡幅>

- ・ 既存道路の拡幅等を行い、歩道を新設することで歩行空間を創出します。



<歩車分離>

- ・ ボラードや防護柵を設置し、歩行者と車両を分離することで安全性を確保します。



■視点B：視認性の向上

<反射鏡の設置>

- ・ 交差点や単路部における支障物の撤去や、道路反射鏡等の設置により視認性を向上させます。



<隅切りの改良>

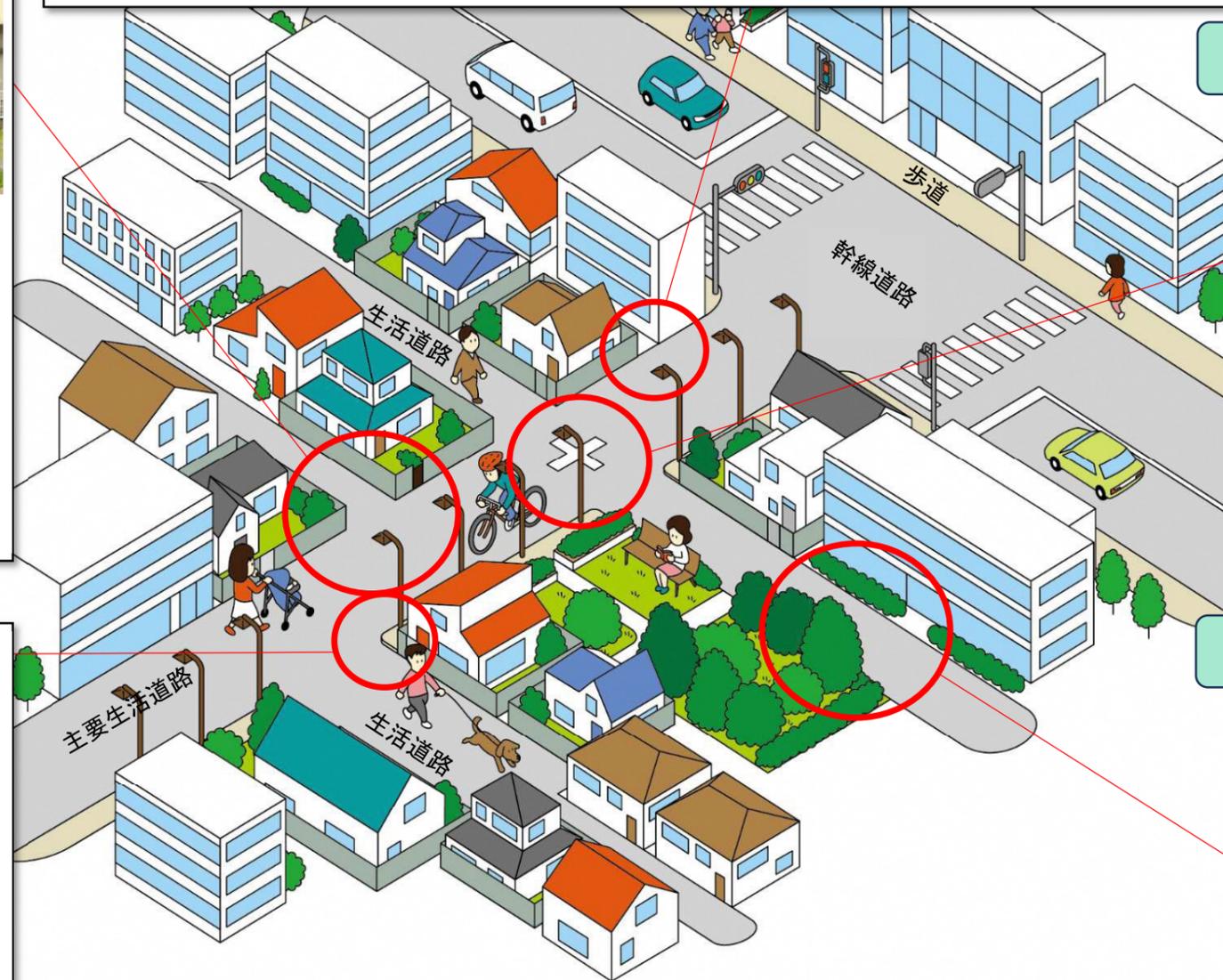
- ・ 隅切りの設置や誘導、隅切り部における支障物の撤去等により視認性を向上させます。



■視点C：交通事故の抑制

<カラー舗装>

- ・ 道路舗装をカラーリングし、注意喚起を行うことで交通事故の抑制を行います。



■視点D：夜間の明るさ確保

<道路照明の設置>

- ・ 照明灯の新設、再配置を行うことで夜間の明るさを確保します。



■誰もが使いやすい道路

<バリアフリー化>

- ・ 視覚障害者と車椅子利用者双方の通行性を確保したユニバーサルデザインを導入します。

